

七戸町スポーツ大会等派遣費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、七戸町のスポーツ振興及び発展に寄与するため、スポーツ大会又はスポーツ交流事業（以下「大会等」という。）の参加に要する経費の一部を補助するために交付する七戸町スポーツ大会等派遣費補助金（以下「補助金」という。）に関し、七戸町補助金等の交付に関する規則（平成17年3月31日規則第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象となる大会等)

第2条 補助金の対象となる大会等は、次に掲げるものとする。

- (1) 国、県若しくは市町村及び県若しくは市町村教育委員会が主催又は共催するスポーツ大会。
- (2) 各競技団体、連盟が主催又は共催するスポーツ大会。
- (3) 全国スポーツレクリエーション祭、全国健康福祉祭（ねんりんピック）若しくは各競技団体、連盟が主催又は共催するマスターズスポーツ大会。
- (4) 前号のほか、これらに準ずる大会で町長が認める大会。

(参加条件及び補助対象者)

第3条 補助金の対象となる大会等への参加条件及び補助対象者は次に掲げるいずれかに該当する場合とする。

- (1) 七戸町スポーツ少年団に加盟する単位団

ア 県の予選を勝ち抜いて東北大会以上の大会へ参加する場合であり、個人競技種目で参加する場合は、登録した選手及び指導者（指導者登録者とする。）1名。団体競技種目で参加する場合は、登録した選手・監督（指導者登録者とする。）とする。（ただし、七戸町に住所を有する者）

イ 推薦・選抜（セレクション等は除く）による東北大会以上の大会へ参加する場合であり、個人競技種目で参加する場合は、登録した選手及び指導者（指導者登録者とする。）1名。団体競技種目で参加する場合は、登録した選手・監督（指導者登録者とする。）とする。（ただし、七戸町に住所を有する者）

- (2) 七戸町スポーツ少年団に加盟する単位団には競技種目がなく、町外スポーツ少年団（日本スポーツ少年団に登録している団体とする）に所属している七戸町に住所を有する個人は、(1)アイのいずれかの条件に該当する場合であり、登録した選手とする。

- (3) 七戸町スポーツ協会に加盟する団体

ア 地域予選を経て青森県代表として上位の大会へ参加する場合であり、個人競技種目で参加する場合は、登録した選手。団体競技種目で参加する場合は、登録した選手・監督とする。（ただし、七戸町に住所を有する者。）

イ 推薦・選抜（セレクション等は除く）による東北大会以上の大会へ参加する場合であり、個人競技種目で参加する場合は、登録した選手。団体競技種目で参加する場合は、登録した選手・監督とする。（ただし、七戸町に住所を有する者。）

ウ 町外団体又は個人と合同でチームを編成し、(3)アイのいずれかの条件に該当する場合であり、七戸町に住所を有する選手・監督とする。

(4) 七戸町スポーツ協会に加盟する団体には競技種目がなく、町外スポーツ協会に所属している七戸町に住所を有する個人は、(3)アイのいずれかの条件に該当する場合であり、登録した選手とする。（ただし、学生を除く）

(5) 全国健康福祉祭（ねんりんピック）若しくは各競技団体、連盟が主催又は共催するマスターズスポーツ大会で、東北大会以上へ参加する場合であり、登録した選手とする。（ただし、七戸町に住所を有する者。）

(6) 七戸町に住所を有する個人で構成された団体又は個人で、地域予選を経て青森県代表として上位の大会へ参加する場合であり、登録した選手とする。（ただし、学生を除く）

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、大会等への参加に要する経費のうち、別表第1の定めによる。

2 前項別表第1のほか、これらに準ずる経費で、町長が認めたもの。

3 補助対象となる大会への他団体等からの助成金（寄付金を除く。）がある場合には、補助対象経費の合計額からその額を差し引く。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に相当する額又は別表第2の定めとし、予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付の申請）

第6条 規則第3条の規程により、補助金の交付の申請をしようとする者は、七戸町スポーツ大会等派遣費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) スポーツ大会等参加計画書（大会要項）
- (2) 収支予算書
- (3) 地区予選結果表

(補助金の交付の決定)

第7条 町長は、規則第4条の規程により、補助金の交付を決定したときは、七戸町スポーツ大会等派遣費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による交付の決定を受けた補助対象者が補助金を請求するときは、七戸町スポーツ大会等派遣費補助金交付請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、規則第13条に定める実績報告をしようとするときは、七戸町スポーツ大会等派遣費補助金（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

- (1) スポーツ大会等参加報告書（結果一覧）
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書
- (4) 写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 町長は、スポーツ大会等派遣費の成果の報告を受けた場合において、その内容が適正であるか調査し、適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、七戸町スポーツ大会等派遣費補助金確定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は公布の日から施行し平成25年4月1日から適用する。

この要綱は公布の日から施行し平成28年4月1日から適用する。

この要綱は公布の日から施行し平成30年4月1日から適用する。

この要綱は公布の日から施行し平成31年4月1日から適用する。